

# 暮らしのお知らせ

さまざまな手続きで使えます

## マイナンバーカード

マイナンバーカードを使うことで簡単にできる手続きが増えています。マイナンバーカードの申請は郵送やインターネットで行えます。また、成田・下総・大栄・豊住・宗吾・三里塚郵便局では、申請書の書き方や写真撮影のサポートをしています。

申請書が手元がない場合は、市民課(市役所1階)で配布しているほか、郵送でも受け取ることができます。郵送での受け取りを希望する人は、同課(☎20・1525)へ連絡してください。

マイナンバーカードを申請した人は、交付通知書が届いたら、次の必要書類を持って同課で受け取ってください。

**必要書類** 交付通知書、本人確認ができる物(運転免許証、パスポートなど) 官公署発行の写真付きの物1点。または加入している保険の資格確認書、年金手帳

など2点)

なお、マイナンバーの通知カードや住民基本台帳カードを持っている人は、同課へ返納してください。

**マイナンバーカードでもできること**

マイナンバーの提示と本人確認が同時に行える公的な身分証明書として利用できるほか、次のような手続きができます。

- インターネットで確定申告書が提出できるe-Taxの利用
- 全国のコンビニエンスストアやイオン(成田店を含む一部店舗)での住民票、印鑑登録証明書、課税証明書、非課税証明書、所得証明書、戸籍謄抄本・戸籍の附票(本市に住民記録と本籍がある人のみ)の交付

**暗証番号が不要なマイナンバーカードも**

暗証番号の設定や管理に不安がある人のために、暗証番号が不要な顔認証マイナンバーカードがあ

ります。これは本人確認書類や健康保険証として利用できます。なお、e-Taxやコンビニ交付サービスは利用できません。  
※くわしくは市民課へ。

健康被害に気をつけて

### PM2.5への注意喚起

大気中に長期間浮遊している微粒子のうち、粒径2.5マイクロメートル以下のものをPM2.5(微小粒子状物質)といいます。

PM2.5は、粒径が小さいことから肺の奥深くまで入りやすく、体へさまざまな影響を及ぼす可能性があります。

県からPM2.5について注意喚起がされた時は、防災行政無線やなりたメール配信サービスでお知らせします。その際は、外出や屋外での長時間の激しい運動を控えるなどの対応をお願いします。

また、呼吸器系や循環器系の疾患のある人、子ども、高齢者は特に注意してください。

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

消費生活センターからお知らせします

## ESTA、ETAなどの電子渡航認証の申請代行業者のサイトに注意

米国のESTA、英国のETA、カナダのeTAなど海外への渡航のために電子渡航認証の申請が必要な国があり、手続きは渡航先の大使館などの公式サイトから行うことができます。

この申請を行うために、インターネット検索で上位に出てきた申請代行業者のサイトを公式サイトと思い込み、所定の料金よりも高額な費用を請求されるというトラブルの相談が増えています。

ESTAの場合、申請費用は40USドル(日本円で約6,100円前後。令和8年2月18日現在)ですが、申請代行業者から数万円を請求されたというケースもあります。

これらのサイトは海外の事業者が運営していることが多く、申請後のキャンセルには応じない規約もあり、解約・返金の交渉は困難です。



トラブルに遭わないためにも、公式サイトか申請代行業者のサイトかをよく確認して手続きするようにしましょう。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

処理施設へ自己搬入を

引越しなどの多量のごみ処理

引越しなどで多量に出るごみや資源物をごみ集積所に出すと、周囲の迷惑になることがあります。処理施設へ直接持ち込むか、成田市一般廃棄物収集運搬業許可業者へ処理を委託してください。

また、ごみの中には雑がみや衣類・布類など、リサイクルできる資源物が多く含まれていることがあります。正しい分別を心掛けましょう。

処理施設へ自己搬入する場合

- 可燃ごみ：成田富里いずみ清掃工場(☎36・1689)
  - 資源物：リサイクルプラザ(☎36・1000)
- 受付日時 11月～土曜日(祝日を含む) 午前8時30分～正午、午後



1時～4時30分(リサイクルプラザは4～12月は正午まで)

※土曜日・祝日に搬入する場合は、前日までに各施設に連絡してください。くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

処分は適正に

不要な自動車

道路などに放置された自動車は、

地域の景観を損ねるとともに、通行の妨げになります。また、周辺にごみを不法投棄されるなど、生活環境の悪化にもつながります。

市では「成田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」により、所有者・使用者へ早急な移動を指導しています。

不要な自動車は、販売店や引き取り業者に引き渡して廃車手続きをするなど、適正に処分してください。

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

開始・中止などの連絡

水道・公共下水道

水道・公共下水道の使用開始・中止、名義変更、口座振替の申し込みは、(株)スカイアクサービス

成田営業所(☎85・4127)に連絡してください。同社ホームページからも使用開始・中止の申し込みをすることができま



(株)スカイアクサービス ホームページ

す。

ニュータウン地区(中台・加良部・赤坂・玉造・橋賀台・吾妻)は県営水道のため、県水お客様センター(☎0570・001・245)へ連絡してください。県ホームページにあるマイポータルからも使用開始・中止の申し込みをすることができ



県ホームページ

ます。

※くわしくは、水道については水道部業務課(☎22・0269)、公共下水道については下水道課(☎20・1553)へ。

離職した人を対象に

国民健康保険税の軽減

倒産・雇止めなどにより離職した人は、国民健康保険税が軽減されます。

対象 離職時点の年齢が65歳未満で、雇用保険の特定受給資格者・特定理由離職者として失業等給付を受ける人。雇用保険受

給資格者証または雇用保険受給資格通知の離職理由番号(左表)により対象者を確認します

内容 前年の給与所得を100分の30として課税

軽減期間 離職日の翌日～翌年度末の国民健康保険の加入期間

申請に必要な物 雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知、マイナンバーが確認できる物、本人確認ができる物

申請方法 保険年金課(市役所1階)にある申請書を同課へ。専用フォーム



専用フォーム

からも申請できます

※くわしくは同課(☎20・1526)へ。

対象となる離職理由

区分	内容	離職理由番号
特定受給資格者	倒産・解雇など	11、12、21、22、31、32
特定離職理由者	雇止め、正当な理由のある自己都合退職など	23、33、34

市長日誌

市長日誌は市ホームページでも公開しています



2月1日(日)～15日(日)

2日	農政座談会
3日	成田山新勝寺・宗吾霊堂節分会
5日	庁議
6日	成田市・印西市・栄町・千葉県が連携した芸術祭実行委員会設立総会
	伝統芸能まつり実行委員会
7日	社会福祉大会
9日	千葉県後期高齢者医療広域連合定例会
	成田国際空港騒音対策委員会
12日	印旛沼環境基金理事会
	印旛郡市広域市町村圏事務組合議会定例会
14日	シルバー祭り
15日	青少年交流綱引き大会



激励の言葉を掛ける(15日)

3月下旬に送付

医療費通知

市では、国民健康保険に加入している人に、3月下旬に医療費通知を世帯主宛てで送付します。

これは、11・12月に国民健康保険で受診した医療費の総額と窓口負担額をお知らせするものです。

※くわしくは保険年金課(☎20・1526)へ。

被害に遭わないために

自転車の盗難・警察を装った電話での詐欺対策

市内で、自転車の盗難や警察官をかたる特殊詐欺が多発しています。

被害に遭わないために次のような対策をして、少しでも不安なことがあったら成田警察署(☎27・0110)へ相談してください。

自転車の盗難対策

短い時間でも必ず施錠し、自宅の玄関先や集合住宅の駐輪場でも鍵を2カ所かけるようにします。

警察を装った詐欺対策

警察官をかたうて電話をかけ、

SNSに誘導した上で警察手帳を提示して「逮捕状が出ている」などと言い、捜査を名目に金銭をだまし取る詐欺が多発しています。警察がSNSを使って連絡するとはありません。

また、「+」から始まる番号は、警察署の電話番号を装い、末尾が「0110」となっているものでも、「+」から始まる番号には出ないようにしましょう。

固定電話の場合は、国際電話不取扱受付センター(☎0120・210364)で、国際電話の利用休止の手続きができますので活用してください。

※くわしくは成田警察署へ。

切り替えて負担軽減を

ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬の特許期間経過後に、新薬と同じ有効成分で作られた安価な薬です。

市では、ジェネリック医薬品に関する差額通知を3月下旬に送付します。この通知は、現在処方

を受けている薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担額がどのくらい安くなるかをお知らせするものです。

通知の対象は18歳以上の国民健康保険加入者で、自己負担額が一定額以上軽減できると見込まれる人です。

通知を希望しない人は、3月11日(水)までに保険年金課(☎20・1526)へ連絡してください。すでに送付を希望しない旨の連絡をしている人については必要ありません。

※くわしくは同課へ。

原案の縦覧と意見の提出を

成田都市計画

東町・花崎町地区の地区計画の変更について、原案の縦覧と意見の提出ができます。

期間 3月17日(火)～31日(火)

縦覧場所 都市計画課(市役所5階)

意見の提出ができる人 利害関係者意見の提出方法 4月7日(火)(必着)までに同課にある意見提出書を直接または郵送で都市計画課(☎2086・8585 花崎町

760)へ

※くわしくは都市計画課(☎20・1560)へ。

早めに連絡を

し尿のくみ取り

引越などできくみ取りが必要・不要になった時や、世帯主などを変更した時は、早めに環境衛生課(☎20・1531)へ連絡してください。

支払いには、キャッシュレス決済や口座振替が便利です。口座振替の利用を希望する人は、納入通知書・預金通帳・届出印を持って、市内の金融機関または郵便局で申し込んでください。

※くわしくは同課へ。

道路の走行には気を付けて

農作業での泥汚れ

農作業が増えるこれからの季節は、トラクターなどの農耕用車両で道路を走行する機会が多くなります。道路に落ちた泥や土の塊は、自動車や歩行者などの通行の妨げになり大変危険です。



農作業の後に農地から公道へ出る際は、必ず泥を落としてから走行してください。皆様のご協力をお願いします。

※くわしくは農政課(☎20・1541)へ。

市指定工事店で

排水設備の設置

公共下水道・農業集落排水が整備された地域では、トイレや風呂、台所などの汚水を流すために、各家庭で排水設備の設置が必要です。

排水設備工事は、衛生上重要なため、定められた基準に従って施工する必要があります。工事は市指定工事店に依頼してください。

※くわしくは下水道課(☎20・1553)へ。